

【普通话】 青梅市政府网页还提供以上语言：英语、普通话、广东话、韩语、西班牙语和德语。
【粤语】 青梅市政府网页还提供以上语言：英语、普通话、粤语、韩语、西班牙语和德语。
【한국어】 저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.
【Deutsch】 Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: English, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

市職員募集

職種 保健師
採用予定日 8月1日
受験資格 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方
募集人数 若干人
試験日 6月18日(月)
試験内容 事務能力試験、性格適性検査、小論文試験、口述試験

試験案内・申込書の配布
 総合案内(市役所1階)で配布
 ※市ホームページからダウンロードできます。
申し込み 次のいずれかの方法で職員課(市役所4階)へ
問い合わせ 職員課人事給与係

▽直接持参：5月31日(木)、6月1日(金)の午前8時30分～午後5時15分
 ※正午～午後1時を除く
 ▽郵送：6月1日(消印)までに〒198-8701 青梅市職員課へ
 ※詳細は、試験案内をご覧ください。

「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」は、インターネットを通じて、「ねんきん定期便」や、「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等の受給者通知の内容を確認できます。必要に応じて、パソコンに保存・印刷することもできます。

ねんきんネットのご利用
 ねんきんネットを利用するには、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> から利用登録(ユーザIDの取得)が必要です。

利用するには
 ねんきんネットを利用するには、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp> から利用登録(ユーザIDの取得)が必要です。

問い合わせ・受付時間

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎ 0570・058・555(050) 始まる電話からは ☎ 03・6700・1144・月～金曜日の午前9時～午後7時、第2土曜日の午前9時～午後5時

※第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

「ねんきん定期便」や「年金の支払いに関する通知書」が確認できます。

▽「ねんきん定期便」記載の番号、メールアドレス等が必要で、

市営住宅の入居者を6月に募集します

市営住宅の入居者募集(金)に予定しています。詳細は、広報おうめ6を6月22日(金)～29日

月1日号、6月15日号でお知らせします。
問い合わせ 住宅課公営住宅係

市民提案協働事業報告会・公開プレゼンテーションを開催します

平成29年度に実施した市民提案協働事業報告会と30年度市民提案協働事業で書類審査を通過した事業の公開プレゼンテーションを実施します。

日時 5月25日(金) 午後1時から
会場 市役所2階201～203会議室
直接会場へ
問い合わせ 市民活動推進課市民活動推進係

傍聴にお出かけください

青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会
日時 5月25日(金) 定員 6人(抽選)
 午後1時30分～4時 傍聴受付 当日の午後1時～1時15分に会場入り口で
会場 市役所議会議棟3階大会議室
内容 保有個人情報を取り扱う事務についての報告等
問い合わせ 文書法制課情報公開文書係

はかりの定期検査を実施します

商店での取り引きや学校・病院等で証明に使用する「はかり」は、2年に1度の検査を受けなければなりません。

すべてのはかりについて、身分証・名札を携帯した検査員が検査対象の皆さまの店等へ出向き、検査を実施します。

対象となる方には、(一社)東京都計量協会からハガキを送付します。取引や証明にはかりをお使いでハガキが届かない方、新たにはかりを使用するようにはかりをお借りください。

検査期間 6月4日(月)～28日(木)
 ※土・日曜日を除く
問い合わせ 東京都計量検定所 ☎ 03・5617・6638、市市民安全課市民相談係

物や樹木の枝が道路にはみ出していませんか？

庭木などの枝葉が伸びて道路にはみ出すと、通行の妨げになるだけでなく、見通しが悪くなり、交通事故の原因となるおそれがあります。街路灯の明るさも半減してしまいます。

道路に面した土地の所有者は、危険な状態にある立木の伐採や定期的な枝葉のせん定をお願いします。

また、道路上にプランターや車乗り入れのための段差ブロック等、物を置くことは禁止されています。交通事故を未然に防ぐ、道路を安全かつ快適に利用することができるよう、ご協力をお願いします。

問い合わせ 都道：西多摩建設事務所管理課監察担当 ☎ 22・7216▽市道：市管理課施設管理係

介護保険負担限度額認定の更新申請

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院および短期入所生活介護、短期入所療養介護(ショートステイ)の居住費、食費が過重な負担とならないように、世帯課税状況、年金収入、資産、配偶者所得等の状況に応じて申請により軽減される場合があります。

介護保険負担限度額認定書の交付を受けている方については、毎年、世帯課税状況等の見直しを行います。6月初旬に介護保険負担限度額認定申請書を送付しますので、6月29日(金)までに更新申請を行ってください。

申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

対象者
 ①生活保護受給者
 ②本人・同世帯および配偶者が非課税かつ老齢福祉年金受給者
 ③本人・同世帯および配偶者が非課税かつ資産(※)が一定額(單身：1千万円、夫婦：2千万円)以下の方

更新申請に必要なもの 介護保険負担限度額認定申請書、介護保険証、印鑑(朱肉を使うもの)、本人および配偶者の資産(※)が確認できる書類等の写し、個人番号カードまたは個人番号通知カード、窓口に来る方の本人確認書類

資産・提出書類
 ▼預貯金(普通・定期)：本人および配偶者名義の預金通帳の表紙(ゆうちょ銀行の場合は表紙裏ページ)の写しおよび直近2か月の残高の写し(ネットバンクは口座残高ページ)の写し、定期預金証書の写し
 ▼有価証券(株式・国債・地方債・社債等)：証券会社や銀行の直近2か月の口座残高(取引残高報告書等)の写し(ウェブサイトの写しも可)
 ▼金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属：購入先の銀行等の直近2か月の口座残高(取引残高報告書等)の写し(ウェブサイトの写しも可)
 ▼投資信託：銀行、信託銀行、証券会社等の直近2か月の口座残高(取引残高報告書等)の写し(ウェブサイトの写しも可)

申請窓口・問い合わせ
 高齢介護課介護保険管理係(市役所1階)

1日当たりの所得区分別負担限度額 ※1日当たりの料金、()内はおおよそ1か月分の料金

所得区分	利用者負担段階	居住費				食費		
		ユニット型		従来型個室		相部屋(多床室)		
		個室	個室的多床室	老健療養等	特養等	老健療養等	特養等	
生活保護受給者等	第1段階	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	320円 (1.0万円)	0円 (0円)	0円 (0円)	300円 (1.0万円)
市民税 世帯員・配偶者非課税者 資産が基準額を超えていない場合	第2段階	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	420円 (1.3万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	390円 (1.2万円)
	第3段階	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	820円 (2.5万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	650円 (2.0万円)
世帯および配偶者課税者、または資産が基準額を超えた場合(基準費用額)	第4段階(非該当)	1,970円 (6.0万円)	1,640円 (5.0万円)	1,640円 (5.0万円)	1,150円 (3.5万円)	370円 (1.1万円)	840円 (2.5万円)	1,380円 (4.2万円)

※軽減の対象となるのは、第1～3段階の方です。
 ※第4段階の料金は基準額です。施設によって料金が異なります。